

制 定 昭和60年4月1日
最終改正 平成23年4月1日

愛知県中小企業組織強化資金融資制度要綱運用要領

愛知県中小企業組織強化資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）については、下記により運用するものとする。

記

第1 商工中金は、前月の貸付状況を、様式第1により、翌月の10日までに県中小企業金融課に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

(様式第1)

平成 年 月 日

愛知県知事殿

株式会社商工組合中央金庫 支店長 印

愛知県中小企業組織強化資金（短期運転資金・災害復旧資金）の 月分の貸付状況について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

組 合 名	貸付金額	貸付日	最終期限	取扱店舗名	備考